

live

23

CONTENTS

2

特集「どう変わった？ 参画の歩み」

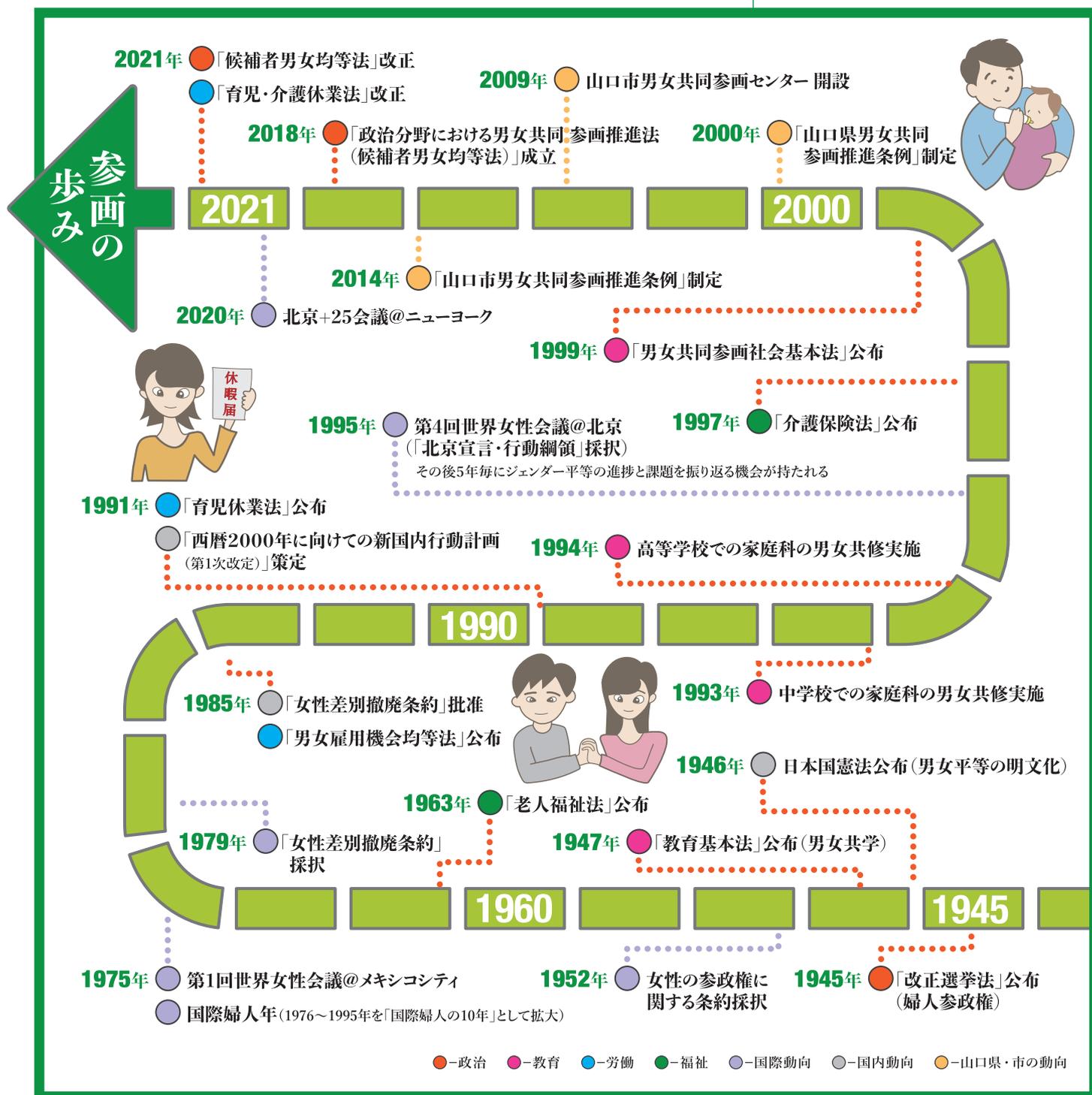
7

Crossword / Books

8

「自分という人生の長距離ランナー」
増田 明美さん

ライブ live: 「自分らしく輝いて生きる」という想いを込めた男女共同参画推進のための情報誌です。是非ご覧ください。 2022.02



特集

どう変わった？ 参画のあゆみ

1991年「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」で、「男女共同参画社会の形成を目指す」ことが西暦2000年の政策目標として「男女共同参加」から「男女共同参画社会」へと展開されることとなり、30年の時が流れました。

果たして男女共同参画社会の形成はどこまで進んでいるのでしょうか。現実を理解して形成・実現の解決に向けて、歴史・現状・問題点・課題等の視点から、次の4分野について、それぞれの専門家の先生方にご寄稿いただきました。

政治



3

福岡・女性議員を増やす会

富永 桂子氏

NPO法人ジェンダー平等福岡市民の会理事長。2018年「福岡・女性議員を増やす会」を設立。女性議員を増やすことで誰にとつても暮らしやすい社会を目指し、代表として活動している。

教育



4

山口県立大学名誉教授

赤羽 潔氏

専門「臨床教育学」。主な研究内容は、子どもの成長・発達やしぐみやさぐり、それに対応する教育課題・方法を明らかにすること。「人間関係の本質は文化関係」と考え、趣味・興味多彩。

労働



5

下関市立大学経済学部教授

田中 裕美子氏

専門は労働経済、社会政策。主な研究テーマは「日本における既婚女性のパートタイム労働」で、生活時間の変化や家計に焦点をあてた実証的研究を行っている。

福祉



6

山口大学経済学部教授

鍋山 祥子氏

福祉社会学を専門に、超高齢社会における高齢者介護の在り方、ワーク・ライフ・バランスに焦点を当てた男女の生き方に関する研究を行う。今、着目しているテーマは遠距離介護。

男女が共同して参画する 民主政治の発展に向けて

福岡・女性議員を増やす会

富永 桂子 氏

さる10月31日が投開票日の衆院選で、女性の当選者は45人(女性比率9・7%)だった。解散前は47人(10・1%)で、女性議員比率が世界190カ国中166位にランクされていたが、今回はさらに底に沈みそうだ。

日本の人口の51・3%、有権者の51・7%を女性が占めている。しかし女性の国会議員が少ないため、多数の女性が求めている選択的夫婦別姓は国会を通らない。現在96%の妻が夫の姓に変えており、自己喪失感に苦しんだりキャリアを積む上で不利益を受けている。夫婦同姓を強いる国は、2014年以降日本だけになった。

女性の政治参画は、民主政治を発展させ、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現をめざす上で、もつとも重要な要素である。

日本の女性は、敗戦直後の1945年12月に初めて参政権を

手にした。男性に遅れること20年である。1946年4月10日の衆院選で、約1,380万人の女性が初めて投票し、39人(8・4%)の女性国会議員が誕生した。この人数と割合は、当時のデータによればG7諸国中トップである。今回の衆院選でさえわずか6人しか上回らなかった。女性当選者が多かったのは、この選挙のみが制限連記制(定数10以下の選挙区では2人連記、定数11以上は3人連記)を採っていたからだ。次の選挙から1人の単記制に変わると、たちまち女性当選者は15人(3・2%)に激減した。

女性の政治参画をめぐる法律上の画期点は、2018年の「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(以下『候補者男女均等法』)」の公布・施行であろう。フェミニストから「日本版パリテ法」と呼ばれているように、法律を誠実に運用し実践すれ

ば、フランスのパリテ法と同じく男女同数の候補者も夢ではない。まずこの法律には、政党その他の政治団体は、男女均等の候補者をめざして数値目標の設定に努めることが記されている。こうした政党自らが女性候補者の数値を設定する政党型クオータ制は、女性票獲得のチャンスでもあり、すでに55ヶ国(2020年)で導入されている。政党型クオータ制は法律を変えなくても実施でき、日本でも政党の「やる気」さえあれば十分実現の可能性はある。

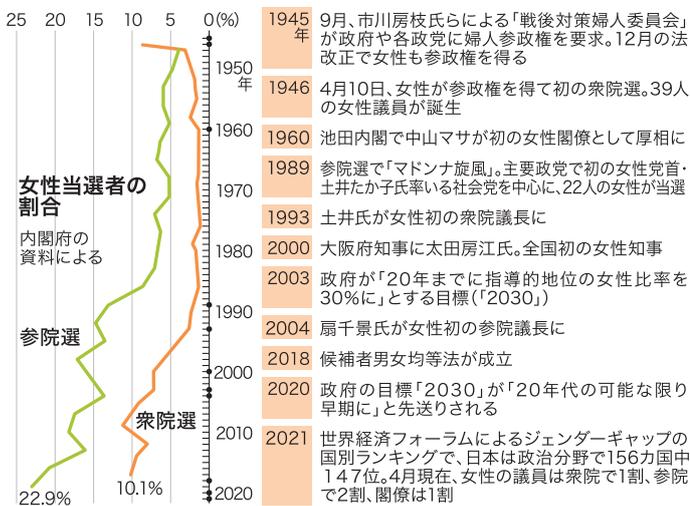
またこの法律では、政治分野における男女共同参画推進に向けた法律・制度上の対応にも言及している。公職選挙法の改正によって、クオータ制導入以外にも、①立候補の際の休暇保障制度や休職・復職制度の導入、②公務員の立候補制限の緩和、③地方議員の兼職禁止の緩和、さらに

④現職の地方議員の国会議員立候補などが可能になり、女性を含めた多様な人材が立候補し

やすくなる。現状を考えるとこうした法律や制度の改正も視野に入れるべきだろう。

「候補者男女均等法」は2021年に改正され、セクシュアルハラスメントへの対応や議員の育児・介護との両立支援など活用が進んでいる。しかし、法律制定後に2度あった国政選挙において、女性立候補者増加の目立った動きは見られない。この法律が女性議員増加のターニングポイントとなるように、政党の積極的取り組みが急務である。

《女性の政治進出をめぐる主な動き》



教育における「男女共同参画」の「見える化」と「実質化」

山口県立大学名誉教授

赤羽 潔 氏

我が国の戦後の教育は、男女平等の理念(「憲法」「教育基本法」)の上に成り立ってきました。

しかし、その制度化・実質化はなお遅れていました。学ぶ機会や内容が、男女によって切り分けられていたのです。例えば、大学進学について1990年代半ばまでは「女子は短大、男子は四大」とされてきました。また、進学率も女性が圧倒的に低いものでした。

しかし、「女性差別撤廃条約」の批准(1985(S60))を受けて変化が進み、4年後の「学習指導要領」では、初めて男女同一の教育課程(30年近く続いた「家庭科女子必修」の廃止等)が盛られました。こうした男女平等の視点からのさまざまな試みの蓄積を受けて、新「教育基本法」(2006(H18))では旧「第五条(男女

平等教育)」は達成されたものとして削除されました。

さらに、第三期教育振興基本計画(2018年(H30年)6月)においては、「男女共同参画の推進」の文言が教育政策に初めて登場することになりました。これまでの実績を踏まえて、男女平等への相互理解・共同の促進を図るためです。内容としては、教職員の「意識啓発」に努め、また実践上「男女共同参画の視点を踏まえた進路指導」を推進すること、「多様な選択を可能にする教育・学習の充実を図る」こと等が掲げられました。

以後、様々な指標や対応体制が、この方針の策定に沿ってとられるようになりました。例えば、校長等管理職への女性登用率、大学教員の女性採用率の指標化。また、教員の力量形成のための『男女共同参画教育―指導の

手引き―』や道徳や特別活動等の『指導事例集』の編集・発行、そして研修の機会の設定等です。男女共同参画状況の『見える化』と『実質化』が進められつつあります。

実践レベルでの『見える化』事例をいくつか挙げれば、例えば「男女混合名簿」「靴箱等の男女別の撤廃」にはじまり、制服等の男女融合(ジェンダーレス)のデザインの開発等々があります。また、学習内容における「家庭分野」の男女共修、道徳や特別活動における男女相互の「理解と協力」、多様な考え方の交流・討論の導入があります。(「ピンクは女の子の色?」「デートDVはなぜ起きる?」「男女の区別はどこまで合理的か?」「違いによる区別と違いによる差別の違いは?」等です。)

この流れに重ねて、今後、「見える化」と「実質化」を一層重ねていくためには、図(私案)のような構造に基づく検証・開発が必要と考えます。要は、「男女」両者の間にLGBTQの方々もいるということ。さらに、「共同」概念は創造的に構築されていくもの

であるということ。そして、それによって、関係の量と質が三角(参画)面の内実として深化されていくことになることを考えるからです。

「LGBTQとは…」
レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性が一致しない人)、クエスチョニング(性自認や性的指向を定めない人)を指す略語。



「男性の育児休業」 —仕事と子育ての両立—

労働

下関市立大学経済学部教授

田中 裕美子 氏

「育児をしない男を、父とは呼ばない。」これは、1999年に厚生省(現厚生労働省)が行った少子化対策キャンペーンのキャッチコピーです。男性の育児への参画がテーマでしたが、当時の男性の育児休業の取得率は0.42%でした。1975年に初めて「育児休業法」が制定されましたが、「教員・看護師・保育士」などの公務員の女性のみが対象でした。

男性が育児休業を取得できるようになったのは1992年です。働く男女が育児を共同で担える状況を整備することは、ジェンダー平等の観点からも重要です。男性も取得可能な育児休業法の成立は、男女共同参画社会において、大きな意味を持ちました。

男性に育児休業が認められた背景の一つに、働く女性の増加があげられます。働く女性の増加は、共働き世帯の増加ももたらし、1997年には専業主婦世帯

数を上回りました。しかし、約半数の女性は第1子の出産を機に仕事を辞めており、依然として女性が「育児」の中心的な役割を担っているといえます。

しかし、夫婦の役割意識には変化が見られます。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する人の割合は、男女とも長期的に上昇傾向にあります。2019年の調査では、女性で63.4%、男性で55.7%となっています。ところが、6歳未満の子どもを持つ共働き世帯では、家事・育児関連に費やす時間は夫が82分に対し妻は365分と夫婦^{※6}で大きな差があります。

現在、少子・高齢化や将来的な働き手の不足が懸念されており、男性の育児への参画は、依然として重要な課題です。最近では、育児に関する若い男性の意識も変化しています。日本生産性本部が2017年に新入社員を対象に

行った調査^{※7}では、男性の79.5%が「子どもが生まれたときには育児休業を取得したい」と答えています。それにもかかわらず、男性が育児休業を取得しない理由として、「職場の雰囲気」が指摘されています。男性が育児休業の取得を申請しても上司に取り合ってもらえなかったり、仕事で不利益な扱いを受けるケースも存在しています。若い世代と上司にあたる世代とで、男性の育児参画についての考え方の違いが背景にあると考えられます。

現在、国は男性の育児休業取得率の上昇にむけ、さまざまな取り組みを行っています。また、男性版の産休(出生時育児休業)が新設されるなどの法改正も行われました。一連の施策により、男性の育児休業取得の推進が期待できます。

2020年度の男性の育児休業取得率は12.65%(女性は81.6%)ですが、国は2025年までに30%達成することを目標に掲げました。男性の育児への参画は、女性の「ワーク・ライフ・バ

ランス」に影響を与えます。様々な事情を持つ労働者が、仕事や育児などのかかわり方を自ら選択できるためにも、働くことと育児を両立できる「育児休業法」の役割は、ますます重要になると言えるでしょう。

※1 厚生労働省「雇用均等基本調査」
※2 1991年に「育児・介護休業法」が成立し、すべての男女労働者が対象となりました。
※3 1997年の専業主婦世帯は921万世帯、共働き世帯は949万世帯でした。
※4 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2016年)
※5 内閣府「男女共同参画白書(令和3年版)」
※6 内閣府「男女共同参画白書(令和3年版)」
※7 日本生産性本部「2017年新入社員秋の意識調査2018年」
※8 2020年より、子どもが生まれた全ての男性国家公務員が、1か月以上をめぐりに、育児休業を取得する方針が示されました。
※9 「育児・介護休業法」の改正により、男性の育児休業が義務化されます。義務化の内容は、企業側から育児の対象者に対して制度があることを個別に周知し、取得意向を確認づけること、大企業に対して「男性の育児の取得率」の公表を義務付けることなどが盛り込まれています。



福祉 高齢者介護

山口大学経済学部教授

鍋山祥子氏

敗戦後、GHQの民主化政策によつて、児童福祉法、身体障害者福祉法、生活保護法など、日本の福祉国家の骨組みとなる福祉に関する法律が次々と成立していききました。その過程で、1963年に「老人福祉法」が制定され、それまでの「貧困」を理由とする救済から、「ニーズのある「高齢者」を対象とした福祉サービスの提供が始まりました。

福祉制度が整うなか、全国で70歳以上の老人医療費無料化や年金・健康保険改正が実施されたことを契機に、欧州並みの福祉制度を整えたとして、政府は1973年に「福祉元年」を宣言しました。ところが、同年起きたオイルショックにより、日本の高度成長は終わり、それまでの福祉政策が「バラマキ福祉」として批判を浴びます。それにより、財政の立て直しを目的とした「福祉見直し論」

が政府内で高まっていきました。

欧米型の福祉国家ではなく、日本にふさわしい福祉政策として政府が掲げたのが「日本型福祉社会論」です。当時、7割近くと高かった高齢者の家族同居率を「福祉の含み資産」として、「親孝行としての家族介護」という方針を強く打ち出したのです。家族による介護といつても、その担い手として想定されていたのは主婦であり、1980年代以降、嫁による同居介護が政策として強化されていきました。

そもそも現在の「介護」は、寿命の伸長や専門的なケア技術の開発によつて生まれた極めて現代的な事象です。家族のみが担うことの限界が明らかになるにつれ「介護の社会化」が訴えられるようになります。同時に、介護を医療保険でまかなうことの不合理性が指摘され、2000年に介護

保険制度が開始されました。

しかし、介護保険制度開始直前の「家族介護は日本の美風」という政治家の発言や、その後厚生労働省が作成したマニュアルにある「介護保険は家族介護を社会的に支援することを目指しており」という言葉通り、日本の高齢者福祉政策は「家族介護中心主義」を脱することはできませんでした。

現実を目を向けてみましょう。核家族化が進み、現時点で子ども家族と暮らしている高齢者は全体の1割に過ぎません。同時に、2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、全国的に地域の高齢化と人口減少が進みます。現実問題として、男女ともに貴重な労働力である現役世代に、家族介護を担わせる余裕はないのです。

そこで、政府は2025年までに「地域包括ケアシステム」の整備を地方自治体に急がせています。それは、医療や介護だけの充実ではなく、健康維持や生活支援、そして住まいなども

《地域包括ケアシステムのイメージ》

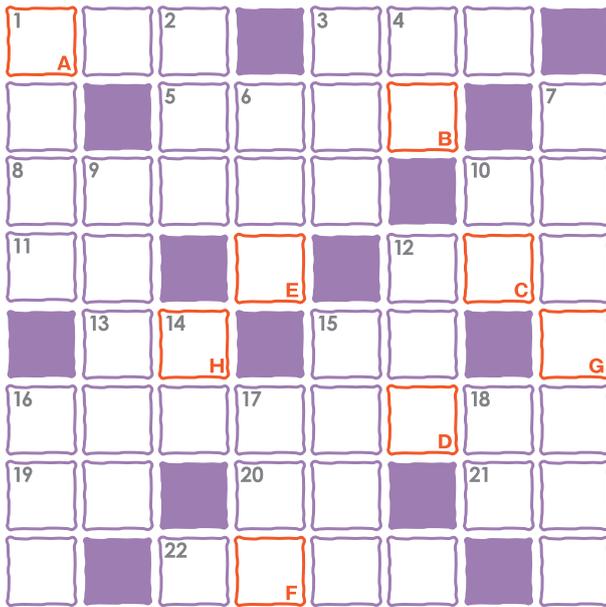
地域包括ケアシステム



含めた包括的なケアの網の目を地域に張り巡らせて、家族に頼らずとも、住み慣れた地域で高齢者が自立した暮らしを維持するための方策です。それぞれの地域によつて異なる状況に応じて、誰が何をどう担当するかを考えることは、まさに「まちづくり」に他なりません。これからのまちづくりは、自分の将来づくりです。地域に関わる老若男女、すべての人が考える意義があるのです。

正解者のうち抽選で30名の方に図書カードを差し上げます。

Crossword



答えは



です！

■応募資格 市内在住か、在勤の方

■応募方法 3月15日(火)までに、はがきに答え・郵便番号・住所・氏名・年齢・感想をご記入の上、下記へ送付してください(当日消印有効)。

〒753-0074 山口市中央二丁目5-1
山口市男女共同参画センター ゆめぼぼら宛

※正解者のうち抽選で30名の方に図書カードを差し上げます。
なお、当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。

- ヨコノカギ
- ぶらぶら歩くこと
 - 年に一度開催される参画フェスティバルでは○○○の上映をしました
 - ポケットモンスターを略して
 - 英語で固有名詞の初めに使う大文字のこと
 - 新・心・深
 - 髪の毛をとかす道具
 - 物の重さを測る道具
 - コロナウィルスの変異株、○○クロン株
 - たけ、○○の実、○○ラ(魚)
 - 無料、又は安価で栄養のある食事を地域の人々に提供する場所
 - 去年の干支
 - 朝、昼、○○
 - 金銭や品物を贈ること
 - 空気温度の調整装置
 - 山口市男女共同○○○センターは市民館の前にあります
 - センターの愛称はゆめ○○○です
 - 文字のように使用される絵の記号
 - ドア派⇄アウトドア派
 - 野生動物の通る○○○道
 - 小麦の表皮、杯芽、胚乳を粉にしたもの
 - 田畑を荒らす、鳥獣を追い払う装置
 - り、○○も、○○して
 - 五・七・五の十七音の短い詩
 - そう言われては○○ふたもない
 - 論より○○○○
 - 参画センターではいろいろな○○○を催しています
 - 英語でほんと、本気、確実にの意味
 - バイキンマンと一緒にいる女の子○○ちゃん
- タテノカギ
- 山口市男女共同○○○センターは市民館の前にあります
 - センターの愛称はゆめ○○○です
 - 文字のように使用される絵の記号
 - ドア派⇄アウトドア派
 - 参画センターではいろいろな○○○を催しています
 - 英語でほんと、本気、確実にの意味
 - バイキンマンと一緒にいる女の子○○ちゃん

これらの図書は、山口市男女共同参画センターにて貸し出しています。

Books



BOOK

絵本『いろいろいそいそなかぞくほん』

メアリ・ホフマン文 ロス・アスキス 絵

杉本詠美訳
少年写真新聞社

「家族の形いろいろ暮らしかたいいろいろ君の家族に似ているところあるかな？」親子で絵を楽しみながら我家の家族と比べて見ると面白そう。



BOOK

『人生のやめどき』

樋口恵子 上野千鶴子著
マガジンハウス

「女性の自立」をめざし40年近く活躍している樋口・上野両氏の「人生のしまいどき」についての辛口対談。「一度の人生のしまいどきについての5章にわたる具体的な示唆にこの二人ならばこそ」と納得。是非ご一読を。



BOOK

『生きのびるために』

デボラ・エリス著
もりうちすみこ訳
へさ・えら書房

タリバン政権下のアフガニスタンで、父をタリバン兵に連れ去られた後、11才のバヴァーナは髪を切り、少年の服装で町で働き始める。今現在のアフガニスタンで逃げまどい、恐れながらも生きるために奮闘する市民を描いている。「知ってほしい！私たちが忘れないで！」と叫んでいる。親子で読んでほしい。



プロフィール

スポーツジャーナリスト、
大阪芸術大学教授

1964年、千葉県いすみ市生まれ。成田高校在学中、長距離種目で次々に日本記録を樹立する。1984年のロス五輪に出場。1992年に引退するまでの13年間に日本最高記録12回、世界最高記録2回更新という記録を残す。現在はマラソン中継の解説、執筆活動、メディア出演など多方面で活躍。

自分という人生の長距離ランナー

増田 明美さん

令和3年11月23日、山口市男女共同参画センターフェスティバルにおいて増田明美さんの講演会が開催されました。その内容を一部、ご紹介いたします。

私は毎年2月に全日本実業団ハーフマラソン大会で山口を訪れていました。湯田温泉に宿泊し、樫野川沿いや維新百年記念公園を山口のランナーと走ったこともあります。

人生100年時代は体力次第、体力があれば知力も補えます。オリンピック・パラリンピックイヤーの今年、様々な競技に挑戦した人も多いと思います。

今年のオリ・パラ開催には賛否両論ありましたが、選手が活躍する

姿はパワフルで元気をもらいました。特に、日本国民が自国開催のパラリンピックでこれだけ多くの競技を観たのは初めてではないでしょうか。水泳で長さの違う手足や胸を上手に使いながら泳ぐ姿から、失ったものを数えず今あるものを最大限に生かすことを学び、大人も子どもも心打たれたことでしょう。アフリカなど途上国では、スポーツを通して女性の社会進出が進んでいます。男女差別のある国でも、スポーツをすることが自尊

感情を高めてくれるのです。いろいろな場面でもっと女性が活躍してほしい。男性の理解や力を得ることで女性も力を出し切ることができると思います。私は41歳で晩婚でしたが良い夫に出会えました。彼は私が仕事に向かう上でのストレスがないようにしてくれます。それぞれの才能を生かし、お互い認め合いながら目標に向かうこと、人は一人では生きられないこと、これらは私がマラソンで学んだことです。1984年、初めてのオリンピックでプレッシャーに負けて16kmで止まるという大失敗。当時は壮行会で「日の丸に恥じないように」と送り出され、帰国した成田で聞いた「非国民」という言葉に3ヶ月間引きこもりました。それまで何でも思い通りになると思っていた自分が変わったのは、人に助けられたからです。実家の母からは「明るさ求めて暗さ見ず」との手紙が届き、自分は励ます人にならなくてはと思いました。

オリンピック後2年の留学を終えて帰国、1988年大阪国際女子マラソンでまた走り始めようと思いました。沿道から「お帰り」の

と「増田、お前の時代は終わった」の声。恥ずかしさに足が止まり、逃げ出そうと歩いている私を市民ランナーが声をかけ励ましてくれた結果、30位でゴールできました。惨めな自分に弱かった私が本当のスタートを切ることができたのです。これが私の一番印象に残っているマラソンです。

私を支えている座右の銘は「知好楽」。一つのことに打ち込んでいる時に、それを知っていることは素晴らしい、でもそれを楽しんでいる人はもっと素晴らしいという意味です。自信がないと「楽」にはならない。私は「知」で終わっていました。最近取材に行くと、駅伝などの現場がとて明るく和やかなのです。十分な準備をして「知好楽」で本番に臨めば良い結果が出せることと思います。

マラソンは人生に似ています。誰もが自分という人生の長距離ランナー。性別や障害の有無を問わず、誰もが心豊かに自分の人生を楽しみ、励まし合いながら自分のゴールを目指すことができましたら素敵ですね。